

## ドイツ、中国と商標分野での協力を合意

2010年4月29日

JETRO デュッセルドルフセンター

ドイツ特許商標庁（DPMA）は、4月19日、中国国家工商行政管理総局（SAIC）と商標分野での協力を合意した旨、プレスリリースを行った。4月18日にDPMAのシェーフアー長官とSAICの安国際合作司司長との間で合意されたもので、協力内容としては、現行の商標法や不正競争防止法における実務上の問題についての情報交換や、産業財産権の権利保護の国際的な共同活動、商標権の公衆に対する普及啓蒙が含まれる。当初は2年間の予定であるが、延長の可能性もある。

同プレスリリースにおいて、DPMAのシェーフアー長官は「今回のSAICとの新たな協力は、知的財産分野における中国との協力関係において重要な土台となる。商標分野において中国と意見交換することを楽しみにしている。」とコメントしている。

なお、DPMAは特許と商標の両方を所管している一方、中国では特許と商標の所管官庁が別れているが、特許については中国国家知識産権局（SIPO）と約30年に渡って緊密な協力をを行っている。

— DPMAのプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） —

<http://presse.dpma.de/presseservice/pressesmitteilungen/aktuellepressesmitteilungen/19042010/index.html>

(以上)